

キリンビバレッジ株式会社と大阪市住之江区との
安全安心なまちづくりに関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、キリンビバレッジ株式会社及び大阪市住之江区（以下「両者」という。）が相互に連携し、安全安心なまちづくりの一層の推進を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、前条の目的を実現するために、次に掲げる連携を進めるものとする。

- (1) 安全安心なまちづくりに関すること
- (2) その他、両者の施策事業との連携など、前条の目的を達成するために必要な事項

(禁止事項)

第3条 キリンビバレッジ株式会社が取組を行うにあたっては、次の各号に該当してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反すること、又は反するおそれがあること
- (2) 政治活動又は宗教活動を伴うもの

(連携期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、本協定の満了日の1ヶ月前までに、両者のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第5条 両者は、連携事項の検討・実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、報道機関等の第三者へ連携協力事項に関する公表を行う際は、予め両者でその対応を協議する。

2 両者は、理由のいかんを問わず本協定の終了後も、前項に定める守秘義務を負うものとする。

(協定の解除)

第6条 本協定の実施にかかり、両者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、第4条の規定にかかわらず、協定を解除することができる。

- (1) 政治的行為を行ったと認められる場合
- (2) 法令又は公序良俗に反する活動を行った場合
- (3) 暴力団員又は大阪市暴力団排除条例施行規則第3条各号に掲げる者に該当する場合

(4) その他住之江区長が認める場合

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、両者が協議の上、これを決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通作成し、両者が記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和6年9月24日

大阪市北区大深町4番20号
グランフロント大阪タワーA
キンビバレッジ株式会社 近畿圏統括本部
執行役員 近畿圏統括本部長 有馬 正剛

大阪市住之江区御崎3丁目1番17号
大阪市住之江区長 藤井 秀明